

小規模水道布設者の皆様へ

小規模水道布設者は、栃木県小規模水道条例により、消毒（塩素消毒）その他衛生上必要な措置及び定期的な水質検査、健康診断（検便）の実施が義務付けられています。

《衛生上必要な措置》⇒ 清潔・鍵・柵・塩素消毒・管理者

◎ 消毒その他衛生上必要な措置は、適切ですか？

- 1 施設は常に清潔にし、水の汚染防止を十分にしなければなりません。
- 2 施設には鍵を掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければなりません。
- 3 給水栓における遊離残留塩素濃度が 0.1mg/L 以上保持するよう塩素消毒をしなければなりません。
☆ 県内の水道施設において、使いかけの次亜塩素酸ナトリウムで塩素消毒をしたため、給水栓において遊離残留塩素濃度が 0.1mg/L を下回っていた事例がありました。
- 4 施設の適正な管理を行うため管理者を置き、届け出なければなりません。

※ 適切な消毒その他衛生上必要な措置を講じない布設者（代表者）は、3万円以下の罰金又は科料に処せられることがあります。

《水質検査》⇒ 検査結果は5年間を目安に保存

◎ 給水栓における水質検査は、適正ですか？

○ 1年に1回以上の水質検査

一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物(TOC)・pH 値・味・臭気・色度・濁度・カドミウム及びその化合物・水銀及びその化合物・セレン及びその化合物・鉛及びその化合物・ヒ素及びその化合物など **51項目**
(裏面「水質基準に関する厚生労働省令で定める表」の水質検査項目のとおり)

※ 検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略できる検査項目がありますので、管轄している健康福祉センターに詳細をお問合せください。

※ 検査機関についても、管轄している健康福祉センターにお問い合わせください。

◎ 毎日確認していますか？

- 色と濁りについては、毎日使用する上で、異常がないことを確認してください。
- 消毒の残留効果については、遊離残留塩素濃度 0.1mg/L 以上を常時確保してください。
☆ 異常があった場合は、管轄している健康福祉センターに御連絡ください。

《健康診断（検便）》⇒ 検査結果は1年間保存

- 1 対象者 ①取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者
②取水場、浄水場又は配水池施設の構内に居住している者
- 2 検査内容 病原体が便中に排泄される感染症（赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等）について、その保菌者の有無を検査するために、おおむね6ヶ月ごとに行ってください。

※ 健康診断を行わなかった布設者（代表者）は、3万円以下の罰金又は科料に処せられることがあります。

◎ ご不明の点があれば、管轄の健康福祉センター生活衛生課にお問合せください。

健康福祉センター 管轄市町一覧

令和2(2020)年4月1日現在

健康福祉センター名	管 轄 市 町	電話番号	FAX 番号
県東健康福祉センター	益子町・市貝町・芳賀町	0285-83-7220	0285-84-7438
県南健康福祉センター	上三川町	0285-22-6119	0285-21-0175

水質基準に関する厚生労働省令で定める表

	水質検査項目	毎日実施	概ね月1回実施		概ね3ヶ月1回実施		項目の省略の可否
			1回/月	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	1回/年	
	色、濁り及び消毒の残留効果	○					不可
1	一般細菌		○				不可
2	大腸菌		○				不可
3	カドミウム及びその化合物				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注4)
4	水銀及びその化合物				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注4)
5	セレン及びその化合物				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注4)
6	鉛及びその化合物				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注5)
7	ヒ素及びその化合物				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注4)
8	六価クロム化合物				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注5)
9	亜硝酸態窒素				△(注3)	→1/5> →1/10>	不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン				○		不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				△(注3)	→1/5> →1/10>	不可
12	フッ素及びその化合物				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注4)
13	砒素及びその化合物				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注4)
14	四塩化炭素				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注6)
15	1,4-ジオキサン				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注6)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注6)
17	ジクロロメタン				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注6)
18	テトラクロロエチレン				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注6)
19	トリクロロエチレン				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注6)
20	ベンゼン				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注6)
21	塩素酸				○		不可
22	クロロ酢酸				○		不可
23	クロロホルム				○		不可
24	ジクロロ酢酸				○		不可
25	ジブromクロロメタン				○		不可
26	臭素酸				○		次亜不可(注7)
27	総トリハロメタン				○		不可
28	トリクロロ酢酸				○		不可
29	ブromジクロロメタン				○		不可
30	ブromホルム				○		不可
31	ホルムアルデヒド				○		不可
32	亜鉛及びその化合物				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注5)
33	アルミニウム及びその化合物				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注5)
34	鉄及びその化合物				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注5)
35	銅及びその化合物				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注5)
36	ナトリウム及びその化合物				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注4)
37	マンガン及びその化合物				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注4)
38	塩化物イオン		△(注1)	→連続			不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注4)
40	蒸発残留物				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注4)
41	陰イオン界面活性剤				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注4)
42	ジェオスミン(オクタヒドロジメチルナフタレンオール)		△(注2)				可(注8)
43	2-メチルイソボルネオール(テトラメチルピシクロヘプタンオール)		△(注2)				可(注8)
44	非イオン界面活性剤				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注4)
45	フェノール類				△(注3)	→1/5> →1/10>	可(注4)
46	有機物(全有機炭素の量)		△(注1)	→連続			不可
47	pH値		△(注1)	→連続			不可
48	味		△(注1)	→連続			不可
49	臭気		△(注1)	→連続			不可
50	色度		△(注1)	→連続			不可
51	濁度		△(注1)	→連続			不可

(○:検査回数を減らすことができない項目、△:検査回数を条件により減らすことができる項目)

注1 自動連続測定・記録をしている場合は、概ね3ヶ月に1回以上とすることが可能。

注2 藻類の発生が少なく、検査をする必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。

注3 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間の検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注4 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないと認められる場合、省略可能。

注5 注4の状況に加えて、薬品及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないと認められる場合、省略可能。

注6 井戸の場合は、注4の状況に近傍地域の地下水の状況を加えて勘案し、検査を行う必要がないと認められる場合、省略可能。

注7 注4と同様であるが、浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は、省略不可。

注8 注4と同様であるが、湖沼等の停滞水を水源とする場合は、当該物質を産出する藻類の発生状況を含んで勘案し、検査を行う必要がないと認められる場合、省略可能。